

岐阜市地域包括支援センター運営業務委託事業者選定 にかかる公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

岐阜市では、地域の高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための中核的機関として、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第2項の規定に基づき岐阜市地域包括支援センター（以下「センター」という。）を設置している。

令和6年度からのセンターの運営業務の委託については、「島・城西」、「早田・則武」、「黒野・方県・西郷・網代」の3地区を公募型プロポーザル方式により選定することとする。選定に当たっては、岐阜市がセンターの運営業務として重要と考える「地域包括支援センターの運営方針」、「地域に密着したセンターとしての取組」、「認知症高齢者に対するセンターとしての役割と支援策」及び「自立支援を目的とした介護予防に対する取組」についての企画提案を、センターに係る運営業務の受託を希望する事業者（以下「応募法人」という。）に求めることとする。

2 委託する業務内容等

(1) 委託業務名

業務番号	業務委託名	担当地区名
1	岐阜市地域包括支援センター運営業務委託（No.1）	島・城西
2	岐阜市地域包括支援センター運営業務委託（No.2）	早田・則武
3	岐阜市地域包括支援センター運営業務委託（No.3）	黒野・方県・西郷・網代

(2) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

ただし、業務の委託期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までとし、契約締結日から令和6年3月31日までの間は、引継ぎ等の準備期間とする。

(3) 委託業務内容

委託業務の内容の詳細については、別添1の岐阜市地域包括支援センター運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 委託料の予定価格等

① 予定価格

業務番号	業務委託名	予定価格（円）
1	岐阜市地域包括支援センター運営業務委託（No.1）	73,561,200
2	岐阜市地域包括支援センター運営業務委託（No.2）	73,057,200
3	岐阜市地域包括支援センター運営業務委託（No.3）	109,027,200

※ 消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第14条の2第3項第12号及び第14条の3第5号により非課税とする。

※（別添1）岐阜市地域包括支援センター運営業務委託仕様書「第2 センターの業務内容」の「1 委託業務内容」にある「（1）④介護予防ケアマネジメント支援業務」、「⑦生活支援体制整備事業」、「（4）地域ケア会議の実施」、「（7）認知症地域支援推進員活動業務に関する事」は別途単年度契約とする予定であることから本プロポーザルの予定価格には含めない。

② 再委託の禁止等について

岐阜市地域包括支援センター運営業務委託仕様書に示す業務の全部を一括して他の者に再委託し、請け負わせることは認めない。なお、業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ岐阜市の承認を受けなければならない。

3 応募法人の条件等

(1) 応募資格

応募法人は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- ① 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の67の規定に基づく地域包括支援センターの設置資格を有する者（医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人）
- ② センターの職員に、岐阜市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成26年岐阜市条例第72号）の規定に基づく保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員又は各職種に準ずる者を各1人以上、かつ、岐阜市が指定する人員数を配置（予定を含む。）できる者（職員配置数及び配置基準並びに各職種に準ずる者の資格については、仕様書を参照のこと。）
- ③ 法第8条第1項の居宅サービス（福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のみ実施する場合は除く。）、同条第14項の地域密着型サービス、同条第24項の居宅介護支援又は同条第26項の施設サービスのいずれかについて、事業実績がある者

(2) 応募法人等の制限

次のいずれかに該当する法人は、応募することができない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の規定による資格停止を受けている者
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされた者にあつては、同法の規定による再生計画認可の決定を受けていない者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）がなされた者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）の決定を受けていない者
- ⑤ 法第115条の22第2項各号の規定に該当する者
- ⑥ 法に基づく指定の取消しの処分を過去5年以内に受けたことのある者
- ⑦ 役員等（法人の役員又は支店長若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）に、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる者
- ⑧ 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する排除措置対象法人等に該当する者
- ⑨ 国税又は地方税を滞納している者

(3) 応募資格の基準日

応募資格の基準日は、参加申請書（様式1）の提出日とする。ただし、応募資格確認後から契約締結日までに応募法人の備えるべき上記(1)及び(2)の要件を欠く事実が生じた場合は、失格とする。

(4) 応募に関する留意事項

- ① 実施要領等の承諾
応募法人は、参加申請書の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- ② 応募費用の負担
応募に関して必要な費用は、応募法人の負担とする。
- ③ 提出書類の取扱い
ア 提出された参加申請書（兼参加資格申請書）、応募書類その他の必要書類

(以下「提案書類」と総称する。)は、返却しない。

イ 提出された提案書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、契約締結に至った提案書類の著作権は、岐阜市に帰属する。

ウ 岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）に基づく公開請求により公開する場合がある。

④ 資料の取扱い

提案書類の作成のため岐阜市から資料を受領した場合は、岐阜市の了解なく公表し、又は第三者に対して当該資料の使用をさせ、若しくは内容を提示することを禁止する。

⑤ 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。なお、委託契約後に当該事項が判明した場合は、契約を解除するときがある。

ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

イ 著しく信義に反する行為があった場合

ウ 提案書類に虚偽の記載をした場合

※ 提案書類に虚偽の記載をした場合には、提案書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対しては、次回、令和9年4月以降の契約の相手方として認めないものとする。

エ 経費見積書（様式11）の価格が2(4)の予定価格を超える場合

オ 受託法人が、募集の公告から決定に至るまでの間に岐阜市の関係者、選定委員等に対し、この選定に係る何らかの働きかけを行った場合

カ 上記に掲げるもののほか、実施要領等に違反する場合

⑥ その他

ア 岐阜市が提示する資料、質問回答書等は、実施要領等と一体のものとして、同一の効力を有するものとする。

イ 実施要領等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合は、応募法人に通知するものとする。

4 提案に対する評価

センターが地域での高齢者相談の窓口として活動していくための取組、認知症高齢者への支援及び介護予防を推進していくための取組に対して、下記の視点により評価を行う。

評価項目	評価の視点	応募様式	最高点
地域包括支援センターの運営方針	以下の事項について、地域包括支援センターとして適した運営方針が提案されているか。 (1) 法人の概要・運営理念等 (2) 法人役員名簿	様式 3～7	40点

	(3) センター設置予定地 (4) 職員確保に関する計画 (5) 高齢者の保健・医療・福祉・介護サービス等の実績		
地域に密着したセンターとしての取組	以下の事項について、地域に密着したセンターとなるための効果的な方法が、提案されているか。 (1) センターを広報・周知するための取組 (2) 高齢者からの相談を幅広く受け付けるための工夫 (3) 地域の高齢者の特性に合わせた取組 (4) 担当地域における地域包括ケアシステムの構築及び推進のための具体的な取組	様式 8	40点
認知症高齢者に対するセンターの役割と支援策	以下の事項について、認知症の人が在宅生活を継続するための具体的で効果的な支援策が、提案されているか。 (1) 地域住民への取組 (2) 医療機関及び介護サービス事業所への取組 (3) 認知症を起因とする高齢者虐待への対応及び地域における取組	様式 9	40点
自立支援を目的とした介護予防事業に対する取組	以下の事項について、介護予防・日常生活支援総合事業への効果的な参加促進策が提案されているか。 (1) 介護予防・日常生活支援総合事業対象者への取組 (2) 介護予防への取組を促す環境づくり	様式 10	30点
価格点	業務委託費用 価格点=100×(予定価格－見積金額)/予定価格 (上限20点) ※ 小数点以下切り捨て	様式 11	20点

5 公募のスケジュール等

(1) スケジュール

公募に関するスケジュールは、以下のとおりとする。

ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には行わない。

実施要領等の公表	令和5年8月21日(月)～9月15日(金)
実施要領等に対する質問の受付	令和5年8月21日(月)～9月1日(金)

実施要領等に対する質問の回答期限	令和5年9月8日(金)
提案書類の受付	令和5年8月21日(月)～9月15日(金)
提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査	令和5年10月11日(水)
選定結果の通知	令和5年10月下旬
受託法人の決定	令和5年11月上旬
契約締結	令和5年11月下旬
引継ぎ等業務開始準備	契約締結日～令和6年3月31日(日)
業務開始日	令和6年4月1日(月)

(2) 実施要領等の公表

実施要領等を岐阜市のホームページにおいて、次のとおり公開する。

① 公表期間

令和5年8月21日(月)から9月15日(金)まで

② 公表書類

ア 岐阜市地域包括支援センター運營業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

イ 応募様式

ウ 岐阜市地域包括支援センター運營業務委託仕様書(別添1)

エ 岐阜市地域包括支援センター運營業務に係る評価基準及び配点表(以下「配点表」という。)(別添2)

オ 岐阜市地域包括支援センター運營業務委託事業者選定に係る質問票(以下「質問票」という。)(別紙1)

③ 実施要領等に関する質問の受付等

質問票に記載されたメールアドレスに電子メールで回答するとともに、質問者を伏せた形で岐阜市のホームページに掲載する。ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には、回答しないことがある。

ア 質問の提出方法

質問がある場合は、質問票を提出すること。なお、質問票の提出に当たっては、内容を簡潔にまとめて記載し、Eメールにより提出すること。

イ 受付日時

令和5年8月21日(月) 午前9時から

令和5年9月1日(金) 午後5時まで

ウ 回答期限

令和5年9月8日(金)

エ Eメールアドレス

kourei@city.gifu.gifu.jp

6 提案書類の提出

応募法人は、審査に係る提案書類を次の要領により提出すること。

(1) 提出期間

令和5年8月21日（月）から9月15日（金）までの平日の午前9時から午後5時までとする。（なお、正午から午後1時までの1時間を除くものとする。）

(2) 提案書類

次の書類を正本1部及び副本2部（正本の複写可）提出すること。

- ① 提案書類（応募様式（様式1～様式10））
- ② 見積書（応募様式（様式11、様式11-1～様式11-3））
- ③ その他必要書類

(3) 提出先

岐阜市司町40番地1
岐阜市役所 1階
岐阜市福祉事務所高齢福祉課

(4) 提出方法

- ① 事前に電話で連絡の上、提案書類を直接持参することとし、それ以外の方法による提出は認めない。
- ② 提案書類の様式
 - ア A4版用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号を付けること。
 - イ 提案書類について、記載すること。
 - ウ 必要に応じてインデックス等を添付すること。なお、副本1部は綴じないで、インデックス等の添付もしないこと。
 - エ 提案者を識別できる情報（社名、ロゴ、製品名等）を含んではならない。
- ③ 見積書（応募様式（様式11、様式11-1～11-3））
 - ア 見積額は、令和6年度から令和8年度までの3か年度分を1か年ごとに記載すること。
 - イ 見積書に押印する印鑑は、代表者印（契約締結時に使用する代表者印）とすること。
 - ウ （別添1）岐阜市地域包括支援センター運営業務委託仕様書「第2 センターの業務内容」の「1 委託業務内容」にある「（1）④介護予防ケアマネジメント支援業務」、「⑦生活支援体制整備事業」、「（4）地域ケア会議の実施」、「（7）認知症地域支援推進員活動業務に関すること」は別途単年度契約となるため見積価格には含めない。

(5) 企画提案内容についてプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施する。

① 日時及び場所

プレゼンテーション及びヒアリングによる審査の実施日時及び会場については、岐阜市から当該応募法人に対して、別途、Eメールで連絡する。

② 実施時間

15分程度（プレゼンテーション5分、ヒアリング10分程度）

なお、プレゼンテーションに当たり機器等の使用は認めない。また、資料等の追加や提示も認めない。

③ 出席者

2名までとする。

(6) 選定結果の通知

選定結果については、文書により通知する。

7 提案書類等の審査方法

岐阜市地域包括支援センター運営協議会が選定審査を行う。

(1) 審査の方法

① 応募資格の確認審査

岐阜市は、応募資格の確認審査として、この実施要領に記載している応募法人の備えるべき要件を満たしていることを提案書類により確認し、資格不備の場合は、失格とする。

② 提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査

提案書類を審査し、プレゼンテーション及びヒアリングの審査を実施する。審査は、配点表に基づき採点し、業務実施候補者（以下「選定法人」という。）を選定する。

③ 審査の基準

ア 評価値について

評価値は、内容等に関する評価点（以下「内容点」という。）及び価格等に関する評価点（以下「価格点」という。）の合計値（最高点は「170点」）とする。

イ 内容点について

配点表に基づき、各評価項目をそれぞれ5段階（評価項目によっては4段階）で評価し、項目ごとの内容点を算出し、その合計を内容点とする。内容点の最高点は150点とする。

ウ 価格点について

(ア) 価格点は、業務委託費用について見積金額から算定する。価格点の最高点は、20点とする。

(イ) 価格点の算出方式は、以下のとおりとする。

業務委託費用

価格点＝100×（予定価格－見積金額）/予定価格

（上限20点）

※ 小数点以下切り捨て

8 受託法人の決定等について

(1) 受託法人の決定について

岐阜市は、地域包括支援センター運営協議会の審査結果を踏まえ、選定法人を決定する。

- ① 選定結果は、応募法人全てに通知するとともに、岐阜市のホームページで公表する。ただし、価格点を算出するための計算結果は公開しないものとする。また、結果に対する異議は受け付けない。
- ② 選定法人を優先交渉権者として契約締結の交渉を行う。なお、当該交渉が不調に至ったときは、順位付けを行った応募法人の上位の者から順に契約締結の交渉を行う。
- ③ 協議において必要な書類等があれば、岐阜市より選定法人に対して適宜準備を依頼することがある。（この際に資料を準備するために必要な費用は、選定法人の負担とする。）
- ④ 協議終了後、所定の手続を経て委託契約を締結する。

(2) 辞退について

選定結果の通知後、選定法人が受託の辞退をすることは、原則認めない。

なお、辞退をした場合は公表するとともに、令和9年4月以降の契約の相手方として認めない。また、辞退又は人員体制、設備の欠格等で選定法人が受託できない事態となり岐阜市に損害が生じた場合には、岐阜市からその費用を請求する場合がある。

(3) 準備行為について

- ① 業務が円滑に開始できるようにするため、事業計画の作成、研修等を、業務開始日までに行うものとする。準備のために必要な費用は受託法人の負担とする。なお、受託法人の事情により事業の実施ができなくなった場合でも準備に要した費用等を岐阜市は補償しない。
- ② 担当地区の受託法人変更による引継ぎ等について
業務の移行を円滑に行うため、令和5年度までの当該担当地区の受託法人と協力して業務全般にわたる引継ぎを令和6年3月31日までに行うこと。

9 業務の実施に関する留意点

(1) 委託契約の解除について

次に該当する場合は、岐阜市地域包括支援センター運営協議会に諮ったうえで、市が契約を解除する場合があります。その場合は、次の事業実施者が支障なく円滑に業務を実施できるよう、速やかに引継ぎを行うこと。

- ① 法令等を遵守しない場合
- ② 適切、公平、中立かつ効率的に業務を執行せず、岐阜市の指導に従わない場合
- ③ 岐阜市地域包括支援センター運営協議会にて行われる業務評価で、事業を運営する法人として適切ではないと判断された場合
- ④ その他企画提案された内容が履行されず岐阜市が必要と認める場合

10 問合せ先

岐阜市福祉事務所高齢福祉課

〒500-8701

住 所：岐阜市司町40番地1

電 話：058-214-2090

F A X：058-264-5090

Eメール：kourei@city.gifu.gifu.jp